

次期障害者・児計画の主要項目と方向性について

主要項目について

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供により、障害者・障害児の方が地域において自らの意思で決定・行動し、安心して生活を営むことが出来るよう、「地域共生社会の実現に向けた支援」、「地域生活の維持・継続のための場の確保」、「就労移行・定着に向けた支援」、「障害児支援の充実」、「虐待防止・差別解消の取組みの推進」をキーワードとして、主要項目を設定する。

次期障害者・児計画の主要項目としては、以下の5つの項目を提案する。

主要項目

- (1) 自立に向けた地域生活支援の充実
- (2) 相談支援の充実と権利擁護の推進
- (3) 安心して働き続けられる就労支援
- (4) 子どもの育ちと家庭の安心への支援
- (5) ひとにやさしいまちづくりの推進

なお、各主要項目についての方向性の設定にあたっては、国の動向や現計画の進捗状況（第1回障害者部会資料第4-1~2号参照）、また、令和元年度に実施した「障害者（児）実態・意向調査」の結果から得られた現状や課題に即したものとする。

(1) 自立に向けた地域生活支援の充実

【背景・現状】

①障害者の望む地域生活の支援、②高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用促進のための見直し、③サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等を柱として、平成28年6月に障害者総合支援法の一部改正法が公布された（平成30年4月施行）。

また、第6期障害福祉計画及び第2期障害児計画に係る基本指針（令和2年5月・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知。以下、「国の基本指針」という）においては、①施設入所者の地域生活への移行、②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、③地域生活支援拠点等が有する機能の充実等を中心に見直しが図られるとともに、④障害福祉サービス等の質の向上について、新たに成果目標が示されたところである。

このような背景を踏まえ、個々の特性や状況に応じた支援を推進するとともに、地域生活への移行・定着を推進するために地域の中で様々な社会資源を活用した基盤整備を進めていく必要がある。また、福祉サービスの多様化とともに、多くの事業者が参入している状況において、サービスの質を向上させるための取組が求められる。

《実態・意向調査結果（★は自由意見より要約・抜粋、◎は質的調査結果より要約・抜粋）》

○年代〔在宅の方〕

全体的には「70歳以上」が3割を超えており、障害別に見ると【身体】で「70歳以上」がすべて5割を超えており、【知的】で「18～29歳」が約3割を超え、【精神】で40代と50代を合わせて5割を超えている。

○同居家族〔在宅の方〕

全体的には「配偶者」が約4割となっているが、「ひとり暮らし」も65歳以上75歳未満で3割近くとなっている。なお「収入はない」方は全体で2割弱となっている。

○主な介助者〔在宅の方〕

全体的には「配偶者」、「母親」がともに2割を超えている。障害別に見ると【難病】や【身体】では「配偶者」が最も多く、【知的】、【精神】、【発達障害】では「母親」が最も多くなっている。

○主な介助者が介助できない時の対処〔在宅の方〕

全体的には「家族に頼む」が多いが、最も多いのは「まだわからない」であり、3割弱を占めている。障害別にみると、【身体】では「居宅介護を利用」が2割程度、【知的】では「短期入所を利用」が26.8%、「グループホームに入居」が43.1%となっており、「グループホームに入居」については前回調査回答(26.5%)に対して、16.6%上昇している。

○日常生活で困っていること〔在宅の方〕

障害別に見ると【知的】で「緊急時の対応に不安がある」が半数以上を占め、【精神】で「経済的に不安がある」や「将来に不安を感じている」が多くなっている。

○日常生活に必要な支援〔在宅の方〕

全体的には「家事援助」が約3割を占めている。障害別に見ると、【知的】で「区役所や事業者などの手続き」と「お金の管理」が約7割を占めている。

○各種サービスの利用状況・満足度〔在宅の方〕

障害福祉サービスに関して、全体的には「居宅介護」を利用している方が比較的多く、満足度も高い傾向にある。その他、満足度が高い障害福祉サービスとしては、「生活介護」、「就労継続支援(B型)」、「共同生活援助」、「同行援護」、「計画相談支援」が4割を超えている。他方、満足度が低いサービスとしては、「施設入所支援」、「短期入所」、「移動支援」があり、不満の理由としては、「短期入所」については、「利用できる回数や日数等が少ない」であり、「移動支援」については、「サービス提供事業所が少ない」が挙げられている。

○施設入所について〔施設入所の方〕

「現在の施設で生活したい」と回答した割合を施設所在地域別に見ると、「文京区内」、「23区内(文京区を除く)」で6割を超え、「東京都(23区を除く)」、「関東」は5割を超えている。「関東以外」については、唯一、5割を切っている。「施設を退所したい」と回答した方のうち、「文京区内」を希望する方は5割を超え、最も多い。

○地域で安心して生活するために必要なこと〔在宅の方〕

全体的には、「障害に対する理解の促進」が多い。障害別に見ると、【身体】、【難病】で「医療やリハビリテーションの充実」の割合が高く、【知的】で「入所施設の充実」や「短期入所の整備」、「グループホームの整備」の割合が高い。【精神】、【発達障害】で「経済的支援の充実」の割合が高い。

○サービス提供事業者に望むこと〔在宅の方〕

全体的には、「サービス従事者の質の確保」や「満足できるサービスを提供できる体制の確保」が多い。

○今後の障害福祉施策の充実に向けて必要なこと〔サービス事業所の方〕

5割以上の事業所が「福祉人材確保のための方策」と回答している。

○地域生活支援拠点の整備に必要なこと〔サービス事業所の方〕

「障害者等の相談に対応する場の充実」の回答が57.7%となっており、最も多い。

★親なき後の自立支援に向けたサポートやグループホーム等の充実をお願いしたい。

★現在区外施設に入所しているが、将来は、区内の施設に入所できるようにお願いしたい。

★申請、更新時の手続きの煩雑さを緩和できるような取り組みをお願いしたい。

◎障害者本人がサービスを知らず、活用できていないことを避けるために、情報提供の工夫が必要ではないか。

◎一人又は家族や職員との間でコミュニティが完結してしまいがちであり、地域との自発的なつながりが希薄であるという課題が浮かび上がった。

《国の基本指針》

- ・地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくり
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- ・障害福祉サービスの質の向上

【課題】

- ・ 障害の特性や状況に応じた適切な障害福祉サービス等の提供
- ・ 支え手・受け手の垣根を越えた地域共生社会の構築に向けた支援体制の整備
- ・ 障害者が自ら望む生活を営めるようにするためのサービス基盤の整備
- ・ 障害者が安心して地域生活に移行し、定着できる福祉サービスの提供
- ・ 障害福祉サービスの安定的な質・量の確保

【方向性（基本的な取組）】

- ◆ 個に応じた日常生活への支援
- ◆ サービスの質の向上を図るための事業者への支援・指導
- ◆ 地域で生活する場の確保
- ◆ 地域移行・地域定着に向けた支援
- ◆ 生活訓練の機会の確保
- ◆ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ◆ 経済的支援

(2) 相談支援の充実と権利擁護の推進

【背景・現状】

平成 28 年 4 月に施行された障害者差別解消法では、行政機関や民間事業者に対し、障害を理由とする差別的な取扱いを禁止している。また、障害のある方が直面する社会的障壁について、本人の求めに応じて合理的な配慮を行うことが義務付けられており、平成 30 年 10 月に施行された東京都障害者差別解消条例では、民間事業者においても合理的配慮の提供が義務付けられている。

また、障害者や障害児、その家族等が抱える多様なニーズに対し迅速かつ適切な対応ができるよう、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保することが国の基本指針において示されたところであり、地域自立支援協議会を障害福祉に関する関係者による連携及び支援体制に関する協議の場として運営し、その取組みを通して区内事業者の質の向上を図ることが求められている。

一方、国の基本指針においては、障害者等の権利擁護の取組みの必要性も示されており、同年に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」等を踏まえ、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る必要がある。

《実態・意向調査結果（★は自由意見より要約・抜粋、◎は質的調査結果より要約・抜粋）》

○相談相手〔在宅の方〕

全体的に「家族や親族」、次いで「医療関係者」という回答が大多数を占め、「障害者基幹相談支援センター」は 2.1%に留まっている。

○日常生活で困っていること〔在宅の方〕

「困ったとき相談する相手がいない」という回答が【知的】、【精神】、【発達障害】で 14~19%と全体の 8.9%と比較して多くなっている。

○計画相談支援の利用〔在宅の方〕

全体で「サービス等利用計画を利用している」という回答が 7.2%となっており、「満足」又は「やや満足」という回答が 45.2%となっている。また、セルフプランとした理由については、「自分でセルフプランを作成することが可能だったため」と「家族等の協力を得てセルフプランを作成することが可能だったため」という回答を合わせると 56.6%となっている。

○地域で安心して生活するために必要なこと〔在宅の方〕

全体で見ると、「身近な地域で相談できる場の充実」が 17.7%となっている。また、「財産管理や見守り等の支援」は 5.7%となっている。

○虐待防止の取組み〔サービス事業所の方〕

サービス事業所では「虐待防止に係る外部研修への参加」、「虐待防止マニュアルの作成」、「事業所内で虐待防止に係る研修・説明会の開催」という回答が 7 割を超え、前回調査から 10%以上上昇している。

○合理的配慮を進めていくために必要なこと〔在宅の方〕

全体的に「合理的配慮事例の周知・啓発」が最も多く、約 3 割を占めている。

★ほんの少しのサポートで十分足りる障害者もあり、軽い気持ちで参加できるような仕組みがあるとよい。

★当事者抜きで行われるサービスや施策の決定を防ぎ、必要な人に必要なサービスが届くように検討してほしい。

◎相談相手が限定されており、地域との関わりを増やすことや当事者間の交流を増やすことが必要。

《国の基本指針》

- ・ 相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保
- ・ 成年後見制度利用促進のため人材育成及び活用を図るための研修を実施
- ・ サービス事業者において障害者等虐待防止研修受講及び虐待防止委員会の設置を促進
- ・ 障害者差別解消を図るための啓発活動の実施

【課題】

- ・ 各相談機関の連携など、総合的、専門的、長期的な相談・支援体制の構築
- ・ 障害者や家族同士の情報交換・交流の場づくり
- ・ 虐待を地域で防止するためのネットワークづくり
- ・ 障害者が安心して暮らしていくための、権利擁護や成年後見制度等のさらなる普及啓発
- ・ 障害者差別解消に向けた取組みの推進

【方向性(基本的な取組)】

- ◆ 総合的な相談支援体制の構築
- ◆ 障害者虐待の防止と養護者への支援の推進
- ◆ 成年後見制度の普及啓発、権利擁護の促進等
- ◆ 障害者差別解消に向けた取組みの推進

(3) 安心して働き続けられる就労支援

【背景・現状】

平成30年4月施行の障害者雇用促進法の改正により、精神障害者の法定雇用率算定基礎への追加等を受け、障害者雇用の裾野は年々広がりを見せているとともに、国からは将来の法定雇用率の引き上げが示されていることから引き続き就労関係機関等との連携を強化しながらきめ細やかな支援を図っていく必要がある。また、国の基本指針においては、福祉施設から一般就労への移行者数とともに、平成30年4月の障害者総合支援法の一部改正法に伴い、創設された就労定着支援サービスに係る成果目標が示され、障害者の個々の状況に応じて働き続けられる就労支援の体制作りが求められている。

《実態・意向調査結果（★は自由意見より要約・抜粋、◎は質的調査結果より要約・抜粋）》

○平日の日中の過ごし方〔在宅の方〕

「働いている」と回答した方について障害別に見ると、【難病】では「正社員・正職員」が2割を超えており比較的高い。全体的には、「正社員・正職員」、「パート・アルバイト」、「契約社員」等の形態で働いているという回答を合計すると、3割を超えている。また、【知的】では「福祉施設等に通っている」という回答が、48.1%となっており、前回調査とほぼ同等となっている。

○仕事上困っていること〔在宅の方〕

全体的に「賃金や待遇面で不満がある」と回答する割合が16%に留まり、前回調査の「収入が少ない」と回答した約4割の回答と比較すると減少している一方、「仕事中の体調の変化に不安がある」と回答が28.8%となっており最も高い。障害別に見ると、【発達障害】は、「賃金や待遇面で不満」があるという回答が33.9%と比較的高く、【肢体不自由】では「通勤が大変である」という回答が23.7%と比較的高い。

○各種サービスの利用満足度〔在宅の方〕

全体的に「障害者就労支援事業」については、満足又はやや満足と回答した割合が38.5%となっている。就労継続支援A型については、26.2%となっており、就労継続支援B型については、48.4%となっている。就労移行支援については、35.2%となっており、平成30年度から開始された就労定着支援については、35.6%となっている。

○障害者が一般就労するため希望する支援〔在宅の方〕

全体的には「自分にあった仕事を見つける支援」が31.3%で多くなっている。また、障害別に見ると、また、【発達障害】では、「就労に向けた相談支援」や「就労継続に向けた相談支援」、「企業等における障害理解の推進」の回答率が5割を超えている等、希望する支援ニーズが高いことが読み取れる。

★今の勤務先では、法定雇用率の基準を超えると、それ以上働かせてもらえないが、もっと働きたい。

★時間をかけて学び、就労の準備をして、地域で働ける体制づくりが必要。

★働くことへの意識向上や、工賃の向上につながるような事業を行ってほしい。

◎仕事にやりがいを感じている人が多く、就労の機会を増やしてほしい。

《国の基本指針》

- ・就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行及び定着を促進

【課題】

- ・ 本人や家族、職場に対する専門性の高い相談・支援
- ・ 多様な障害の特性や個性に合わせた就業形態・就労機会の拡大
- ・ 障害者雇用に対する企業（働く現場の人）の理解と受け入れ体制の整備
- ・ 就労の促進及び継続・定着を支援するための方策
- ・ 福祉的就労における作業内容の充実と工賃をアップさせる取組み

【方向性（基本的な取組）】

- ◆ 本人、家族、職場に対する総合的で専門性の高い相談・支援体制の構築
- ◆ 長く働き続けられるための就労定着支援の推進
- ◆ 福祉的就労等における支援の充実
- ◆ 就労機会の拡大

(4) 子どもの育ちと家庭の安心への支援

【背景・現状】

文京区では、子どもの育ちと家庭の安心への支援を、教育、福祉、保健、子育て等のそれぞれの分野で取り組むとともに、乳幼児発達支援連絡会や特別支援教育連携協議会等を通じた関係機関相互の連携強化により、子どもの発達に関する情報共有を図っている。

早期発見、早期療育の進展に伴い、教育センター等における児童発達支援や放課後等デイサービス等の専門訓練の利用希望者は増加傾向にあり、今後も増加が見込まれる。また、国の基本指針においては、障害児の健やかな育成のために地域の関係機関が連携を図ることを求められていることから、さらなる相談体制の拡充、乳幼児期から学齢期の成長段階に応じた切れ目のない支援、医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置等を通じて、子どもと家族が安心して過ごすことができる支援体制の構築が必要である。

《実態・意向調査結果（★は自由意見より要約・抜粋）》

○日常生活に必要な介助や支援〔18歳未満の方〕

障害別に見ると、【身体】では、「通院、通園・通学・通勤」が多く、【知的】や【発達障害】では、「学習の支援」が多く7割を超えている。

○主な介助・支援者〔18歳未満の方〕

全体的に「母親」が多く、7割を超えて突出して高く、前回調査より6.4%上昇している。

○保護者の悩み・不安〔18歳未満の方〕

全体的に「子どもの就学や進路について不安がある」、「子どもの成長や発達について不安がある」が多く、7割を超えている。

○各種サービスの利用状況と満足度〔18歳未満の方〕

利用状況としては、「放課後等デイサービス」、「児童発達支援」が多く、3割を超えており、満足又はやや満足の回答が6割を超えている。「移動支援」については利用状況としては27.7%となっているが、満足度については不満又はやや不満の回答が5割を超え、高くなっている。不満の理由としては、「サービス提供事業所が少ない」や「利用日時が合わない」がともに6割を超えている。

○日常生活での困りごと〔18歳未満の方〕

全体的に「将来に不安を感じている」が51.2%となっており、前回調査から約15%上昇している。障害別に見ると、【身体】では、「障害のため身の回りのことができない」が多い。

○相談相手〔18歳未満の方〕

全体的に「家族や親族」が7割を超え突出して高く、次いで「医療関係者」、「学校の教職員」という回答が多い。

○希望する初等教育機関〔18歳未満の方〕

全体的には「小学校の通常学級」が3割程度となっている。障害別に見ると、【知的】で「小学校の特別支援学級」が4割を超え、前回調査より20%以上上昇している。

○中学校卒業後に希望する進路〔18歳未満の方〕

全体的には「高等学校に通う」が4割を超えているが、12歳以上になると「特別支援学校の高等部に通う」が5割を超えている。障害別に見ると、「特別支援学校の高等部に通う」が【身体】と【知的】、【難病】で高く、【発達障害】では、「高等学校に通う」が高い。

○地域で安心して生活するために必要なこと〔18歳未満の方〕

全体的には「障害に対する理解の促進」、「教育・育成の充実」という回答が5割を超えて多く、次いで「働くための訓練・就労に向けた支援の充実」が4割となっている。

○差別解消に必要なこと〔18歳未満の方〕

全体的には「地域や学校等でともに学び、ともに暮らすこと」が6割を超えている。

★医療的ケアが必要な子どもはこれからも増えていくので、早急の対策をお願いしたい。

★放課後等デイサービス事業所について、事業者が少ない。フレキシブルに対応できるとよい。

★レスパイト事業を充実してほしい。

★障害の程度は一人一人異なるので、一人一人に合った教育が受けられることを希望する。

≪国の基本指針≫

- ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上確保
- ・保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保
- ・医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

【課題】

- ・子どもとその家族を含めた相談支援の充実
- ・子どもの成長段階に応じた適切な支援・情報の提供
- ・関係機関との連携を強化した、切れ目のない継続した支援
- ・障害のあるなしにかかわらず、共に地域で育ちあう環境づくり
- ・障害のある子どもの居場所対策
- ・医療的ケア児への支援体制強化

【方向性（基本的な取組）】

- ◆相談支援の充実と関係機関の連携強化
- ◆障害の早期発見、早期療育
- ◆成長段階に応じた適切な支援
- ◆障害のある子どもの居場所づくり
- ◆医療的ケア児の支援体制強化

(5) ひとにやさしいまちづくりの推進

【背景・現状】

ノーマライゼーションの考え方に基づき、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、ハード・ソフト両面での整備のさらなる推進が必要となる。“まちのバリアフリー”（公共施設、交通機関、道路等のバリアフリー化），“情報のバリアフリー”（障害の特性に応じて必要な情報が入手しやすい環境をつくる），“心のバリアフリー”（障害者理解の促進）の3つの視点を持ち、障害当事者の参加・協力を得ながら、誰もが暮らしやすい、ひとにやさしいまちづくりを推進する。

また、東日本大震災の教訓等を踏まえ、地域防災計画に則り、被害を最小限に抑えるための対策を着実に実行するとともに、区や区民等が連携しながら地域の災害対応力を高めていくことが求められている。災害対策基本法の改正により作成が定められた避難行動要支援者名簿については、避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）に基づき名簿を作成し、障害者への的確な支援を提供するため、地域全体での支援体制を構築する。

《実態・意向調査結果（★は自由意見より要約・抜粋）》

○日常生活の困りごと

〔在宅の方〕

障害別に見ると、「障害や病気に対する周囲の理解がない」という回答が【精神】、【発達障害】で25%を超え、【知的】で16.6%と比較的多くなっている。

〔18歳未満の方〕

全体的に、「障害や病気に対する周囲の理解がない」という回答が25%を超えている。

○差別解消に必要なこと

〔在宅の方〕

・全体的には「障害者の一般就労の促進」、「学校や生涯学習での障害に関する教育」、「ヘルプマーク・ヘルプカードの周知・啓発」がいずれも25%を超えている。

〔18歳未満の方〕

全体的には「地域や学校等でともに学び、ともに暮らすこと」、「学校や生涯学習での障害に関する教育や情報提供」、「地域や学校等で交流の機会を増やすこと」が半数以上と多くなっている。

○外出の際に困ること〔在宅の方〕

障害別に見ると、【身体】では「歩道の段差や傾斜」、「建物の段差や階段」が多く、【知的】では「外出するのに支援が必要である」が多くなっている。また、【精神】では「疲れたときの休憩場所」が多い。

○福祉に関する情報の入手先〔在宅の方〕

全体的には「区の広報紙」、「文の京・障害福祉の手引き」が多く43%となっている。年代別に見ると、40歳未満は、「インターネット」が35.1%となっており、最も高い。

○災害に対する備え

〔在宅の方〕

全体的には「非常持ち出し品の用意、非常食等の備蓄をしている」、「疾病等で必要な薬や医療機関の連絡先などを備えている」という回答が多かった。なお、「避難行動要支援者名簿に登録している」と回答している方は10.5%であり、前回調査から2.4%上昇している。

〔18歳未満の方〕

全体的には「非常持ち出し品の用意、非常食等の備蓄をしている」、「日頃から家族で災害時の対応を話し合っている」という回答が多かった。なお「避難行動要支援者名簿に登録して

いる」と回答している方は 18.0%であった。

○感染症対策の取り組み〔サービス事業所の方〕

「手洗い・うがいの励行」と「感染を予防するための備品を常備」がともに 8 割を超える回答となっている。

- ★全世代にわたる合理的配慮を啓発するような活動を行い、障害のあるなしに関わらず、支え合って暮らせる地域にしてほしい。
- ★申請や更新時の手続の煩雑さを緩和できるような取り組みをお願いしたい。
- ★車椅子の方が通行するのに不便な場所が区内に見受けられる。
- ★災害時に支援して下さる方と、日頃から顔を合わせていないと、いざという時に難しい。
- ★災害時に服薬ができないことが起きた際に心配がある。
- ★災害時、地域別に避難や安否確認をどのように行うのが不安。

《国の基本指針》

- ・地域に開かれたサービス事業所となるべく、地域住民や関係機関との緊密な関係性を構築
- ・日常的な地域とのつながりが発災時における障害者等の安全確保につながることを踏まえ、防災対策を考えていくことも必要

【課題】

- ・道路・歩道や公共的な施設・空間のハード面のバリアフリー化、使いやすさの向上
- ・障害に応じた、適切な媒体による分かりやすい情報提供
- ・学校や職場、地域等での障害者に対する理解の促進
- ・障害者の地域社会等への参加の支援
- ・発災時の安否確認や避難誘導、情報提供等、障害者に対する地域での支援体制の強化
- ・障害特性に配慮した、避難所への避難者及び自宅避難者に対する支援体制の整備
- ・要援護者情報の充実

【方向性（基本的な取組）】

- ◆3つのバリアフリーの推進（まちのバリアフリー、情報のバリアフリー、心のバリアフリー）
- ◆防災・安全対策の充実
- ◆地域との交流への参加支援
- ◆地域福祉の担い手への支援